

2025年度

教育推進機構 副専攻コース履修案内

＜学部学生用＞

（2024年度以前入学者対象）

2024年度以前入学者については、本コースを修了した場合、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置Cルート（本案内10ページ参照）の対象となります。

登録日本語教員制度の概要等については、以下の日本語教育機関認定法ポータルサイトをご参照ください。

<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>

岡山大学教育推進機構

目次

1	副専攻コース（日本語教育コース）の履修申請等について	2
2	副専攻コース（日本語教育コース）概要	5
3	副専攻コース（日本語教育コース）カリキュラムについて	5
4	コース修了要件について 2022～2024年度入学者に適用	7
5	2025年度副専攻日本語教育コース対象科目時間割	8
6	登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について (日本語教育機関認定法ポータルサイトより)	10

1 副専攻コース（日本語教育コース）の履修申請等について

1 開設コース

教育推進機構では、副専攻コースとして「日本語教育コース」を開設し、15人程度を受け入れます。

日本語教育コースの詳細については、5ページ以降をご参照ください。

2 履修対象者

履修対象者は、次の学部 of 学生で、所属学部の長が認めた者としします。各学部の判定方法は、4ページ「各学部履修対象者判定方法」のとおりです。

① 文学部 ② 教育学部 ③ グローバル・ディスカバリー・プログラム

なお、次の学部 of 学生は、所属学部のカリキュラムとの関係から、副専攻コースを履修することはできません。

① 法学部 ② 経済学部 ③ 理学部 ④ 医学部 ⑤ 歯学部 ⑥ 薬学部
⑦ 工学部 ⑧ 農学部

3 履修の申請方法

副専攻コースの履修を希望する場合は、次の表に示す時期に、所定の「副専攻コース履修申請書」（所属学部教務担当で受け取ってください。）により、所属学部の教務担当で申請手続を行ってください。

入学時期	申請時期	提出先
4月入学者	申請の時期は、 <u>2年次</u> の次の期間です。 2024年4月入学者 の申請期間 《2025年7月11日（金）～7月25日（金）まで》	所属学部の 教務担当
10月入学者	申請の時期は、 <u>1年次</u> の次の期間です。 2024年10月入学者 の申請期間 《2025年7月11日（金）～7月25日（金）まで》	

注)

1 申請時期は原則として2年次（10月入学者は1年次）ですが、所属学部の長が認める場合は、3年次（10月入学者は2年次）以降にも申請が可能です。この場合の申請期間は、上記と同じです。

なお、2026年度より日本語教育コースのカリキュラム変更を予定しており、伴って2026年度よりコースの履修開始時期等が変更となる場合があります。2026年度以降での申請を検討している方は、申請期間及び履修開始時期について、速やかに学務部学務企画課教育支援グループ（一般教育棟A棟2階2番窓口）へ相談してください。

2 10月入学者の方で副専攻コースを希望する場合は、履修開始時期について、早め

に学務部学務企画課教育支援グループ（一般教育棟 A 棟 2 階 2 番窓口）へ相談してください。

4 履修の許可

履修の許可は、教育推進機構が、所属学部部長から副専攻コース履修に係る申請があった者について、審査を行い決定します。

審査結果の通知は、所属学部の教務担当を通じて行います。

通知方法・時期については、教務担当から別途掲示等により指示があります。

5 履修の開始時期

副専攻コースの履修の開始は、原則として 2 年次の第 3 学期からですが、日本語教育コースは、教育効果等を勘案して、副専攻コースの履修が許可される前であっても、1 年次第 1 学期などの早い段階から、対象科目の一部を履修することができます。

早い時期からの履修の可否については、5 ページ「**3** 副専攻コース（日本語教育コース）カリキュラムについて」をご確認ください。

早い時期から履修している場合であっても、2 年次（10 月入学者は 1 年次）の 7 月の申請時期に「**3 履修の申請方法**」による申請手続きが必要です。

なお、日本語教育コースの授業科目の履修時期は、7 ページ「**4** コース修了要件について」を参照してください。

6 履修方法等

5 ページ「**3** 副専攻コース（日本語教育コース）カリキュラムについて」及び 7 ページ「**4** コース修了要件について」を参照の上、修了要件を満たすように科目を履修してください。修了要件は、入学年度によって異なります。

履修登録は、副専攻コース対象科目以外の科目と同様、各自で学務情報システムから行ってください。一部、抽選を実施する科目もありますので、注意してください。

2025 年度日本語教育コース対象科目の講義番号及び開講曜日時限については、8 ページ以降の「**5** 2025 年度副専攻日本語教育コース対象科目時間割」に記載しています。授業科目の詳細については、各自で教養教育科目のシラバス・時間割等により確認してください。

7 修得単位の取扱い

副専攻コースで修得した授業科目・単位の扱いは、所属学部が編成している教育課程の授業科目の取扱い（全学で定めている教養教育科目の授業科目に係る取扱いを含む。）によります。

所属学部の卒業要件単位となっている科目が、同時に副専攻コースを構成する授業科目に該当する場合は、この科目を卒業要件単位と副専攻コース修了要件単位の双方にカウントします。

8 修了証書の授与

副専攻コースを履修して修了要件を満たした場合は、卒業時に副専攻コース修了証書が授与されます。（修了に当たって、手続等は不要です。）

また、副専攻コースの修了者には、「副専攻コース修了証明書（副専攻コースの全修得科目も記載）」を交付します。

9 その他の留意事項

所属学部卒業要件を満たした場合は、副専攻コースの履修が途中であっても卒業となりますので、以後の履修はできません。

●各学部履修対象者判定方法（2年次の申請 注：10月入学者は1年次の申請）

学部（等）	判定方法
文学部	2年次第2学期終了時までに45単位以上を修得した者。
教育学部	2年次第2学期終了時までに60単位以上修得（評語が「修了」及び「認定」の単位を含む。）し、GPAが2.7以上であること。
グローバル・ディスカバリー・プログラム	4月入学者は2年次第2学期終了時までに45単位以上、10月入学者は1年次第2学期終了時までに30単位以上修得し、修得した科目の平均点が80点以上である者で、日本語による講義を受講するための日本語能力を有する者。（日本語能力試験等の成績の提出を課すことがあります。）

2 副専攻コース（日本語教育コース）概要

岡山大学教育推進機構副専攻コース（日本語教育コース，以下本コース）は，日本語及び日本語教育に関する知識と実践能力を獲得し，日本語学習を必要とする人への教育に従事できる人材の育成を目指しています。本コースは日本語教育に関する科目26単位以上を修得する教育課程であり，教育実習が義務付けられています。

本コースの履修者には，日本語教育をめぐるさまざまな事象に対する問題意識を持ち，その解決に向けて知識や情報を論理的に関連付けて自らの考察や分析を深めていく主体的な取り組みが求められます。

3 副専攻コース（日本語教育コース）カリキュラムについて

コース修了要件単位を満たす上で履修する必要のある科目は，下記の3種類に分かれます。

履修登録は，他の科目と同様，自身で学務情報システムから行ってください。（抽選対象科目となっている場合がありますので，その場合は忘れずに抽選登録期間中に希望登録を行ってください。）

必修科目	日本語教育についての専門的な知識獲得及び技能養成のための科目です。 指定された全ての単位を修得する必要があります。 特定の科目を履修済みでないと履修できない科目がありますので，注意してください。 「日本語教授法概論」を除き，<u>副専攻コース（日本語教育コース）の履修が許可された学生のみ，履修登録が可能です。</u>	
選択必修科目	日本語教育についての専門的な知識獲得及び技能の養成のための科目です。 指定された6科目のうち，合計4単位を修得する必要があります。 （全ての科目を履修する必要はありません。）履修の順番に指定はありません。 「日本語教育演習」を除き，日本語教育コースの履修が許可される前からでも履修が可能です。	
選択科目	日本語教育について幅広い知識を得るための科目です。 文化庁が指定する「必須の教育内容」の関連科目から12単位，外国語科目から2単位，計14単位を修得する必要があります。履修の順番に指定はありません。 日本語教育コースの履修が許可される前からでも履修が可能です。	
	文化庁が指定する「必須の教育内容」の関連科目	指定の科目のうち，合計12単位を修得する必要があります。 2025年度の指定科目は，8ページ以降をご確認ください。
	外国語科目	教養教育科目として開設する全ての外国語科目（英語，中国語，韓国語，ドイツ語，フランス語，ロシア語，スペイン語，イタリア語）から，合計2単位※を修得する必要があります。 自身の母語の科目は，修了要件単位として認められません。 ※選択科目の外国語科目については，本コースの履修の許可を審査する際，履修申請者からの既修得科目の当該科目への認定申請に基づき，本コースにおいて修得した科目として認定します。

☆ 2024年度入学者 履修モデルの例（2024年4月入学者を例としています。）

2026年度以降の開講科目及び開講学期については予定ですので、変更となる場合があります。

年次	学期	手続等	履修科目			
			必修科目 (合計8単位)	選択必修科目 (以下から 合計4単位修得)	選択科目	
					文化庁が指定 する「必須の教育 内容」の関連 科目	外国語科目
1年次 2024 年度	第1～4学期				指定科目から 合計12単位 (コース履修 開始前からで も、対象科目の 履修は可能で す)	教養教育科目と して開設する全 ての外国語科目 から合計2単位
2年次 2025 年度	第1学期					
	第2学期	コース履修申請 (所属学部宛)	★日本語教授法概論	★第二言語習得論		
	第3学期	コース履修開始	日本語教材研究Ⅰ	★異文化の中の心理と 支援		
	第4学期		日本語教材研究Ⅱ	★言語と社会		
3年次 2026 年度	第1学期		日本語学概論Ⅰ 日本語指導法Ⅰ			
	第2学期		日本語学概論Ⅱ 日本語指導法Ⅱ			
	第3学期		日本語教育実習 (第3学期か第4学 期のいずれかで履 修)			
	第4学期			日本語教育演習		
4年次 2027 年度	第1～4学期					
	3月末	コース修了 (コース修了 は、所属学部の 卒業と同時にな ります。)				

注) ★マークの科目は、日本語教育コースの履修が許可される前でも履修可能です。

4 コース修了要件について

入学年度によって修了要件が異なりますので、該当する入学年度の表をご参照ください。

各科目の開講曜日時限は、8ページ以降の「5 2025年度副専攻日本語教育コース対象科目時間割」をご参照ください。

日本語教育コース (2022年度～2024年度入学者に適用)

科目区分	授 業 科 目	単位	修了要件 単位数	履修年次	2025年度開講学期
必修科目	日本語教材研究Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	2年次	第3学期
	日本語教材研究2	Ⅰ	Ⅰ	2年次	第4学期
	日本語学概論Ⅰ ※Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	3年次	第1学期
	日本語学概論2 ※Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	3年次	第2学期
	日本語教授法概論	Ⅰ	Ⅰ	2年次	第2学期
	日本語指導法Ⅰ ※Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	3年次	第1学期
	日本語指導法2 ※Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	3年次	第2学期
	日本語教育実習 ※2 ※3	Ⅰ	Ⅰ	3年次	第3学期又は第4学期
選択必修 科目	日本語教育とマルチメディア	Ⅰ	4	Ⅰ～4年次	(2025年度以降 開講予定なし)
	異文化の中の心理と支援	Ⅰ			第3学期
	言語と社会	Ⅰ			第4学期
	第二言語習得論	Ⅰ			第2学期
	日本語教育演習 ※2 ※3	Ⅰ			第4学期
	日本語研究と教材作成	Ⅰ			(2025年度以降 開講予定なし)
選択科目	文化庁が指定する「必須の教育内容」の関連科目から選択	Ⅰ 2		Ⅰ～4年次	全学期
	教養教育科目として開設する全ての外国語科目から	2		Ⅰ～2年次	全学期
合 計			26		

注)

1. 「日本語教材研究Ⅰ, Ⅱ」を既に履修した者のみが、表中※Ⅰの科目を履修することができます。
2. 「日本語指導法Ⅰ, Ⅱ」を既に履修した者のみが、表中※Ⅱの科目を履修することができます。
3. 「日本語教育実習」及び「日本語教育演習」(表中※Ⅲ)は2単位まで重複履修が可能ですが、コースの修了要件としては1単位までしか認められません。

☆ 必修科目・選択必修科目の科目名に「Ⅱ」がつく科目を履修する時には、同じ科目名に「Ⅰ」がつく科目を既に修得していることが必須です。

5 2025年度副専攻日本語教育コース対象科目時間割

日本語教育コースの対象科目は、下記時間割に掲げている授業科目名・期別・曜日・時限のものに限ります。上記時間割に掲げている科目と同一の授業科目名であっても、期別・曜日・時限が異なる科目を履修した場合は、日本語教育コースの修了要件単位に算入されません。

各科目の詳細は、シラバス等をご参照ください。

科目によっては、受講要件を定めている場合がありますので、備考欄に記載のない科目についても、予めシラバスを十分にご確認ください。

科目区分	授業科目	単位数	講義番号	学期	曜日	時限	備考
必修科目	日本語指導法Ⅰ	Ⅰ	914601	Ⅰ	木	5・6	
	日本語学概論Ⅰ	Ⅰ	914613	Ⅰ	金	3・4	
	日本語教授法概論	Ⅰ	914604	2	火	5・6	
	日本語指導法Ⅱ	Ⅰ	914603	2	木	5・6	
	日本語学概論Ⅱ	Ⅰ	914614	2	金	3・4	
	日本語教育実習【注】2参照】	Ⅰ	914607	3	水	3・4	
	日本語教材研究Ⅰ	Ⅰ	914605	3	金	3・4	
	日本語教育実習	Ⅰ	914608	4	水	3・4	
	日本語教材研究Ⅱ	Ⅰ	914606	4	金	3・4	
選択必修科目	第二言語習得論	Ⅰ	914611	2	火	3・4	
	異文化の中の心理と支援	Ⅰ	914612	3	火	5・6	
	言語と社会	Ⅰ	914602	4	火	1・2	
	日本語教育演習【注】2参照】	Ⅰ	914609	4	火	5・6	
選択科目	留学生支援ボランティア実習【注】2参照】	Ⅰ	912220	Ⅰ	水	5・6	
	留学生支援ボランティア実習【注】2参照】	Ⅰ	912221	2	水	5・6	
	日本語教育学概論	Ⅰ	914610	2	月	5・6	
	※外国語学習アドバイジングの基礎	Ⅰ	912243	2	月	7・8	受講要件あり (詳細はシラバス参照)
	言語学概論	Ⅰ	914615	2	木	3・4	
	人間生活と心理学	Ⅰ	912216	夏季集中			
	ドイツ語海外研修(夏季)【注】2参照】	2	913861	夏季集中			
	中国語海外研修(夏季)【注】2参照】	Ⅰ	913863	夏季集中			
	韓国語海外研修(夏季)【注】2参照】	Ⅰ	913866	夏季集中			
	語学研修・サマーコース【注】2参照】	Ⅰ	912057	夏季集中			
	異文化組織で働く	Ⅰ	912259	3	月	3・4	英語で実施
	コミュニティエンゲージメント概論	Ⅰ	912009	3	月	7・8	
	ユニバーサルデザイン	Ⅰ	912102	3	月	7・8	
	日本語学と言語表現	Ⅰ	917206	3	火	1・2	2026年度以降 開講予定なし
	留学生支援ボランティア実習【注】2参照】	Ⅰ	912222	3	水	5・6	
	※異文化接触の心理学	Ⅰ	917215	3	金	3・4	2026年度以降 開講予定なし
	対話による社会参画入門入門編	Ⅰ	912021	3	金	7・8	
	国際協力とプロジェクト管理	Ⅰ	912260	4	月	1・2	英語で実施

科目 区分	授業科目	単 位 数	講義 番号	学 期	曜 日	時 限	備考
選択 科目	アカデミック・ライティング	1	912233	4	月	3・4	
	人間関係・コミュニケーションの黄金律を学ぶ	1	912210	4	火	7・8	
	留学生支援ボランティア実習【注】2参照】	1	912223	4	水	5・6	
	近代日本美術の歴史と世界	1	912107	4	木	5・6	
	※外国語学習アドバイジングの基礎	1	912244	4	木	7・8	受講要件あり (詳細はシラ バス参照)
	※異文化接触の心理学	1	917216	4	金	3・4	2026 年度以降 開講予定なし
	ひとの言葉の起源と進化	1	917217	4	金	3・4	2026 年度以降 開講予定なし
	グローバル社会における日本語教育	1	912264	4	金	5・6	日本語・英語 併用で実施
	対話による社会参画入門上級編	1	912025	4	金	7・8	
	語学研修・スプリングコース【注】2参照】	1	912058	春季集中			
	フランス語海外研修（春季）【注】2参照】	2	913862	春季集中			
	中国語海外研修（春季）【注】2参照】	1	913864	春季集中			
	成均館・吉林大学交流プログラム 【注】2参照】	1	913865	春季集中			

注)

1. 授業の形態については、原則として対面授業といたしますが、オンライン方式の授業を行う場合があります。
2. 複数の期別・曜日・時限に開講される科目であっても、同一名の授業科目は、重複して履修することができません（表中の※印の科目）。また、※印以外の科目でも、既に単位を修得した科目（読替科目を含む）は、重複して履修することができません。

ただし、「留学生支援ボランティア実習」、「語学研修・スプリングコース」、「語学研修・サマーコース」は、既に単位を修得していた場合でも、重複して履修することができます。副専攻コースの修了要件単位として、各科目それぞれ合計で最大2単位まで算入できます。

また、「日本語教育実習」及び「日本語教育演習」は最大2単位まで重複履修が可能ですが、コースの修了要件としては1単位までしか認められません。

6 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

(日本語教育機関認定法ポータルサイトより)

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

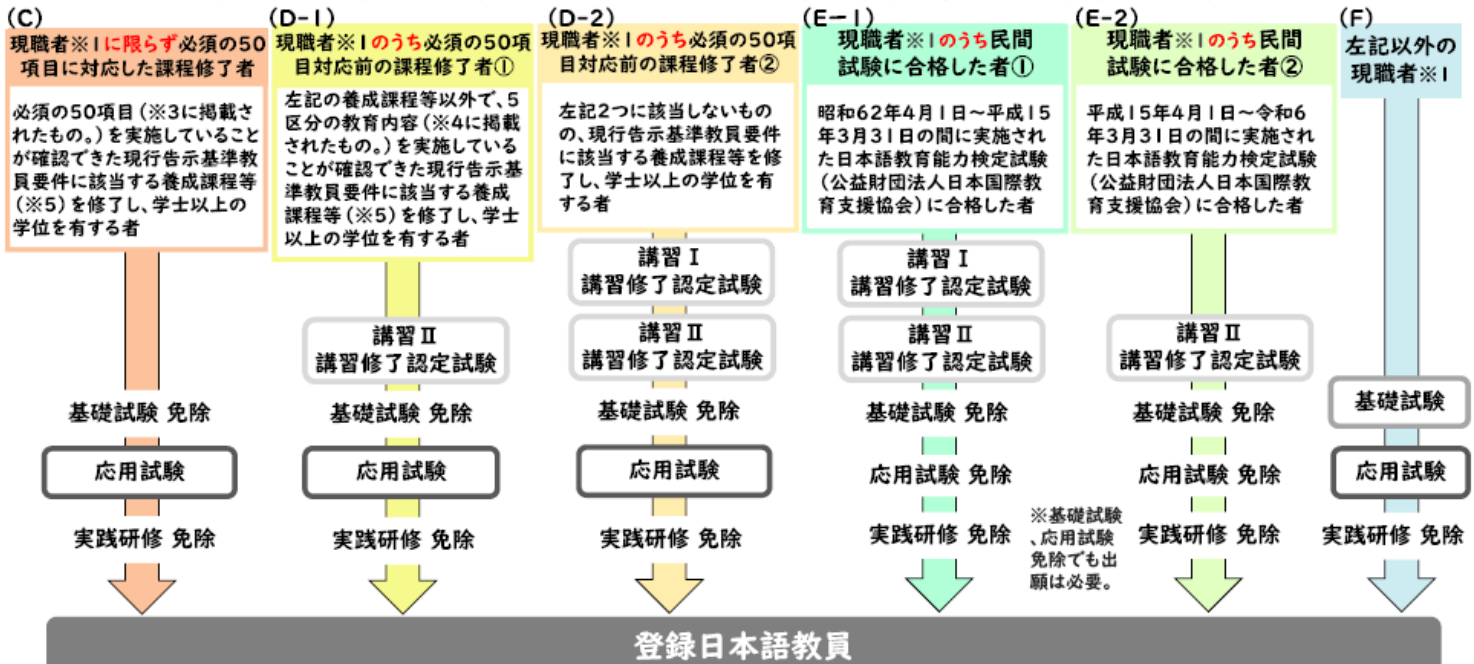
経過措置期間



令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日(法施行5年前)～令和11年3月31日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者



※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会

※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C)及び(D-1)の養成課程等については文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開。